

○君津市介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定の手續等に関する規則

平成28年2月26日

規則第6号

改正 平成28年3月30日規則第12号

平成29年11月27日規則第30号

平成30年9月27日規則第32号

平成31年3月28日規則第28号

令和3年3月31日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業における法第115条の45の3第1項に規定する事業者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第115条の45の5第1項の規定による申請は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定（指定更新）申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて行うものとする。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、指定をするときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定（指定更新）通知書（別記第2号様式）により、指定をしないときは介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定（指定更新）申請却下通知書（別記第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の有効期間)

第3条 省令第140条の63の7に規定する市町村が定める期間は、6年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業と法第8条第2項に規定する訪問介護の事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合又は法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業と

法第8条第7項に規定する通所介護の事業若しくは法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護の事業（以下「通所介護事業等」という。）を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合における省令第140条の63の7に規定する市町村が定める期間は、6年間を超えない範囲で、当該訪問介護の事業又は当該通所介護事業等の指定の有効期間が満了する日までの期間とすることができる。

（指定の更新の申請等）

第4条 第2条の規定は、法第115条の45の6の規定による指定の更新について準用する。この場合において、第2条第1項中「法第115条の45の5第1項」とあるのは「法第115条の45の6第1項」と、同条第2項及び第3項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と読み替えるものとする。

（変更の届出等）

第5条 指定事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他市長が別に定める事項に変更があったときは、10日以内に、介護予防・日常生活支援総合事業指定変更届出書（別記第4号様式）により、市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、休止した当該指定事業を再開したときは、10日以内に、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業再開届出書（別記第5号様式）により、市長に届け出なければならない。

3 指定事業者は、当該指定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業廃止（休止）届出書（別記第6号様式）により、市長に届け出なければならない。

（指定の取消し等）

第6条 市長は、法第115条の45の9の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消（指定効力停止）通知書（別記第7号様式）により指定事業者に通知するものとする。

（情報の提供）

第7条 市長は、第2条第2項の規定による指定、第4条に規定する指定の更新、第5条の規定による届出の受理、前条の規定による指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち次に掲げる事項について、千葉県、千葉県国民健康保険団体連合会その

他の機関に提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定又は指定の更新の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 指定の全部又は一部の効力の停止の内容
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定の手續等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第12号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月27日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年9月27日規則第32号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定（指定更新）申請書

君津市長 様

介護保険法に規定する事業者として指定（指定更新）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所所在市町村番号

申請者	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地					
	連絡先	電話番号			FAX番号	
	法人の種別				法人の所轄庁	
	代表者	フリガナ			生年月日	年 月 日
氏名				職名		
住所						
指定（指定更新）を受けようとする事業所の種類等	フリガナ					
	名称					
	事業所等の所在地					
	連絡先	電話番号			FAX番号	
	第1号事業	同一所在地において行う事業の種類	実施事業	利用者の推定数	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日
		訪問事業（予防訪問介護相当）			年 月 日	年 月 日
		訪問事業（緩和A）			年 月 日	年 月 日
		通所事業（予防通所介護相当）			年 月 日	年 月 日
	通所事業（緩和A）			年 月 日	年 月 日	
介護保険事業所番号					（既に指定を受けている場合）	
指定を受けている他市町村名						
医療機関コード等						
規則第3条第2項適用（指定の有効期間の短縮）の希望	□ 有 □ 無	一体的に運営している事業の種類			指定の有効期限	
		訪問介護			年 月 日	
		通所介護			年 月 日	
		地域密着型通所介護			年 月 日	

(裏面)

備考

- 1 「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「公益社団法人」「公益財団法人」「株式会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人の所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「指定申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
- 6 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。
- 7 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
- 8 「一体的に運営している事業の種類」に係る「指定の有効期限」欄は、君津市介護予防・日常生活支援総合事業における事業者の指定の手続等に関する規則第3条第2項の規定(指定の有効期間の短縮)の適用を受けようとする場合に記載してください。

第2号様式（第2条第2項）

第 号
年 月 日

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定（指定更新）通知書

様

君津市長



年 月 日付で申請のあった事業者の指定（指定更新）については、下記のとおり通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 介護保険事業所番号
- 4 事業の種類
- 5 指定年月日
- 6 指定（指定更新）の有効期限

第3号様式（第2条第2項）

第 号
年 月 日

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定（指定更新）申請却下通知書

様

君津市長



年 月 日付けで申請のあった事業者の指定（指定更新）については、下記の理由により指定（指定更新）できないので通知します。

記

却下の理由

注

- 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に君津市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

第5号様式（第5条第2項）

年 月 日

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業再開届出書

君津市長 様

所在地
届出者 名称
代表者氏名

下記のとおり事業を再開したので届け出ます。

記

	介護保険事業所番号									
再開した事業所	名称									
	所在地									
事業の種類										
再開した年月日	年 月 日									

第6号様式（第5条第3項）

年 月 日

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業廃止（休止）届出書

君津市長 様

所在地
届出者 名称
代表者氏名

下記のとおり事業を廃止（休止）するので届け出ます。

記

	介護保険事業所番号																		
廃止（休止）する事業所	名称																		
	所在地																		
事業の種類																			
廃止又は休止の別	廃止・休止																		
廃止又は休止しようとする年月日	年 月 日																		
廃止又は休止しようとする理由																			
現に事業又は支援を受けていた者に対する措置																			
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日																		

第 号
年 月 日

介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定取消（指定効力停止）通知書

様

君津市長



下記のとおり指定を取り消した（効力を停止した）ので通知します。

記

	介護保険事業所番号										
指定を取り消す（指定の効力を停止する）事業所	名称										
	所在地										
事業の種類											
取消し又は効力の停止の別	取消し ・ 効力の停止										
取消年月日	年 月 日										
取消し又は効力停止の理由											
効力停止期間	年 月 日～ 年 月 日										

注

- この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に君津市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

別記第 1 号様式（第 2 条第 1 項）

第 2 号様式（第 2 条第 2 項）

第 3 号様式（第 2 条第 2 項）

第 4 号様式（第 5 条第 1 項）

第 5 号様式（第 5 条第 2 項）

第 6 号様式（第 5 条第 3 項）

第 7 号様式（第 6 条）